

第3次鎌倉市総合計画第3期基本計画 後期実施計画策定方針

この方針は、第3次鎌倉市総合計画第3期基本計画（平成26年度から31年度）の後期実施計画を策定するための基本的な事項を定めるものです。

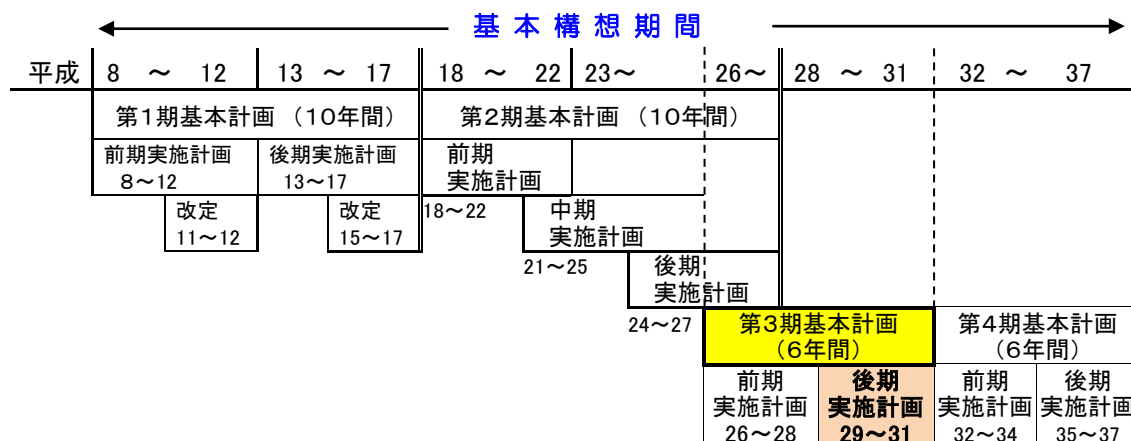
1 計画策定の趣旨

実施計画は、鎌倉市総合計画条例（平成24年6月条例第1号）第2条第4号に規定されている通り「基本計画で示される方針を計画的かつ効果的に実施していくための具体的な事業概要を示すもの」で、毎年度における予算編成及び事業実施の具体的指針とする短期計画として定めるものです。

このたび、第3期基本計画で予定した通り、平成26年度からスタートした前期実施計画の終了に伴い、新たな3年間の後期実施計画を策定します。

2 計画期間

後期実施計画の計画期間は、平成29年度から31年度までの3年間とします。



3 第3期基本計画後期実施計画の考え方

第3次鎌倉市総合計画の基本構想では、「歳入・歳出バランスを堅持し、財政基盤の健全化に努め、持続可能な都市経営を確立していきます。そして、重要性・緊急性を踏まえた、施策の選択と集中を基本に、真に市民に必要な施策を進めます。」として、持続可能な都市経営を推進することとしています。そして、第3期基本計画においては、「計画の推進に向けた考え方」及び「分野」・「施策の方針」に基づき、計画に掲げたまちの実現をめざしつつ、「安全な生活の基盤づくり」を全てに優先する取組として位置づけています。

こうした中、前期実施計画では、地震対策や風水害対策の充実、防災意識の向上、公共建築物の耐震化や効率的な維持管理などの公共施設再編事業等といった「安全な生活の基盤づくり」につながる事業を重点事業に位置付け、工程に沿って着実に推進することで、一定の成果を上げてきました。

一方、この間、国では一層深刻度が増す人口減少や少子高齢への対応に取り組んできたところであり、本市においても、「鎌倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定等に取り組んできました。人口減少・少子高齢の進行は、健全なコミュニティが損なわれるとともに、地域活力の低下や税収の減少などが生じます。そして、ひいては市民の安全な暮らしを守る上で支障を来すことにもなります。

そこで、今回策定を行う後期実施計画では、引き続き「安全な生活の基盤づくり」につながる施策とともに、これを支える**人口減少・少子高齢に対応する施策**に注力します。

① 「安全・安心なまち」の実現

東日本大震災の甚大な被害を経験した後に策定した第3期基本計画は、市民の生命を守り、安全を確保することを、全てに優先する取組としていることから、防災・安全の分野を中心とした「安全な生活の基盤づくり」につながる事業により、「安全・安心なまち」の実現をめざします。

② 「働くまち」の実現

「鎌倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成28年3月）」において「働くまち鎌倉」の実現を基本方針として掲げていることを踏まえ、市内において安定した雇用を創出するとともに、結婚・出産・子育てをしながら働くことができる環境の創出に向け、総合戦略に位置付けられた事業を中心に、「働くまち」の実現をめざします。

③ 「子どもが育つまち」の実現

「鎌倉市教育大綱（平成28年2月）」において「未来を拓く『生きる力』を育み、子どもも大人も共に学ぶ『共育』を進めます」を基本理念として掲げていることを踏まえ、次代を担う子どもたちの健やかな育ちと、すべての家庭が安心して子育てができる環境の実現に向け、大綱の基本目標に基づく事業を中心に、「子どもが育つまち」の実現をめざします。

④ 「健康に暮らせるまち」の実現

誰もが、できるだけ長く、生き生きと、自分らしく暮らすためには、“健康”であることは大事な要素の一つです。そのためには、市民一人ひとりが子どもの頃から、自分のからだやところに目を向け、健康づくりに取り組むことが必要になることから、健康寿命の延伸に向けた事業を中心に、「健康に暮らせるまち」の実現をめざします。

なお、今後、公共施設の管理に莫大なコストが必要となることが想定されることから、後期実施計画策定にあたっては、「鎌倉市公共施設再編計画（平成27年3月）」や「鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画（平成28年3月）」を踏まえ、**次の世代に過大な負担を残さないマネジメント**を行うこととします。

4 第3期基本計画後期実施計画の概要

第3期基本計画後期実施計画は、**施策の選択と集中による事業量の適正化を図りながら**策定します。前期実施計画と同様、「実施事業」と「重点事業」で構成することで、市民に対し市の全ての事業を明らかにするとともに、実施計画期間内に重点を置き、工程に沿って着実に推進する重点事業を明らかにします。

(1) 実施事業

本市の事業は全て基本計画に基づき実施するものであることから、市が行う全ての事業を、基本計画を推進するための「実施事業」とし、“実施計画”でその概要を示すこととします。

(2) 重点事業

「実施事業」のうち、「3 第3期基本計画後期実施計画の考え方」に掲げる**4つのまち**（①「安全・安心なまち」②「働くまち」③「子どもが育つまち」④「健康に暮らせるまち」）の**実現につながる事業**に加え、**各施策において実施計画期間内に重点的に推進すべき事業**を「重点事業」とし、3年間の事業目標や事業工程等を明らかにします。

ただし、計画期間中の各年度の工程が「検討」や「調整」等となる事業（準備段階にある事業）や、事業の終期がない永続的事业は、原則として除くものとします。

※注1

事業の終期がない永続的事业であっても、後期実施計画期間である平成29年度から31年度の間に新たな取組が開始される事業については、「重点事業」に位置付ける可能性があります。

5 事業に係る経費

「実施事業」及び「重点事業」の経費は、各部等の予算枠として配分します。ただし、「重点事業」は工程に沿って着実に推進する必要があることから、**他の事業に経費を充当することを目的とした工程変更等は行えません。**

※注2

以下の事業の実施を予定する場合には、予算編成における理事者ヒアリングに先立ち、事前に経営企画課及び財政課によるヒアリングを行います。

- ① 配分された予算枠を超えて実施する新規事業又は拡大する既存事業
- ② 配分された予算枠の範囲内で、各部の創意工夫により実施する新規事業又は拡大する既存事業で、後年度経費が必要となる事業

なお、経営企画課及び財政課によるヒアリングを踏まえずに上記の事業を実施した場合には、特に財源の手当は行いませんので、各部等に配分された予算枠の範囲内で実施していただくこととなります。

※注3

新規事業の中には、計画期間中に事業を立ち上げ、事業の終期のない永続的事业となる事業（例えば、各年度の工程が、半永久的に、「運営」や「支援」となる事業）も想定されます。こうした事業の後年度経費については、永続的に財源の手当てを行うものではありませんので、各部等に配分される予算枠の範囲内で実施していただくこととなります。よって、当該事業を継続する場合には、それまでに、各部による既存事業の見直しや財源確保に留意してください。

6 「重点事業」の計画表の提出

「重点事業」に位置付けるか否かの判断にあたっては、「重点事業」への位置付けを予定する事業の計画表の提出を受け、その計画表に基づき、査定、ヒアリング等を行います。

7 事業の進行管理

第3期基本計画後期実施計画の着実な推進に向け、毎年度、事業が効率的・効果的に行われているかを把握するとともに、包括予算制度における予算枠の算定に活用するため、行政評価制度などを活用したPDCAサイクルにより、事業の進行管理を行います。

8 実施計画策定のスケジュール

		実施計画	予算編成
平成28年	6月	実施計画策定方針の決定	
	7月	計画表の受付	
	8月	事業の査定、工程調整	(理事者事前ヒアリング)
	9月	事業の査定、工程調整	各部等予算枠の配分
	10月	事業の査定、工程調整	理事者中間ヒアリング
	11月	実施計画書(案)の策定	
	12月	実施計画書(案)の決定	理事者最終ヒアリング
平成29年	1月		理事者最終ヒアリング・最終査定
	2月		新年度予算(案)議会上程
	3月		新年度予算(案)議会審議(予算決定)
	4月	実施計画書の決定	

※注4

前期実施計画と同様、「実施事業」「重点事業」の単位は、予算体系における小事業と同単位（実施事業＝小事業）となります。実施計画を策定する段において、事業単位の調整作業を行います。

平成28年6月10日 市長決裁